

神崎町移住・定住奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、5年以上にわたり居住することを目的として神崎町の区域内に住宅（人の居住の用に供する家屋をいう。以下同じ。）を新築し、又は当該区域内に所在する住宅を購入した者等に対し、予算の範囲内で移住・定住奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、神崎町への移住・定住の促進を図ることを目的とする。

(交付の対象となる者)

第2条 奨励金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、住宅（神崎町の区域内に所在するものに限る。以下「対象住宅」という。）を新築し、又は購入（相続、贈与又は2親等以内の親族間の売買による取得を除く。）した者であつて、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 神崎町に転入し5年以上居住すること（転入後2年を経過しない者、かつ転入前5年以上継続して町外に居住していた者に限る。）
- (2) 当該対象住宅に居住し、かつ当該対象住宅の所在地を住所（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民基本台帳に記録される住所をいう。以下同じ。）とすること
- (3) 当該対象住宅を所有していること（当該対象住宅が共有物である場合には、その持分が最も多い者のうちいずれか一の者に限る。）
- (4) 自己及びその属する世帯の世帯員のいずれにも町税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、水道料の滞納がないこと
- (5) 自己及びその属する世帯の世帯員のいずれも神崎町暴力団排除条例（平成24年神崎町条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと

2 前項の規定にかかわらず、既に奨励金の交付を受けた者は、対象者としな

(奨励金の額)

第3条 前条第1項に規定する対象者に対する奨励金の額は、20万円とする。ただし、対象者が次の各号に掲げる要件に該当するときは、当該各号に定める額を加算して交付するものとする。

- (1) 申請日が属する年度の初日において、39歳以下であるとき 30万円
- (2) 転入日において、同居する世帯員に子（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）があるとき 子1人につき20万円
- (3) 新築の場合において、次に掲げる者が施工したとき 10万円
 - ア 神崎町の区域内に本店を有する法人たる事業者
 - イ 神崎町の区域内に住所を有する個人たる事業者

(交付の申請)

第4条 奨励金の交付を受けようとする対象者は、対象住宅の所有権の取得の日から6月以内に、神崎町移住・定住奨励金交付申請書（別記第1号様式）に

次に掲げる書類を添付して、町長に申請しなければならない。

- (1) 登記事項証明書、登記完了証その他の対象住宅についての所有権を証する書類
- (2) 対象住宅の新築又は購入に係る契約書の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類
(交付の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査して奨励金の交付の可否を決定し、交付する旨の決定（以下「交付決定」という。）をしたときは神崎町移住・定住奨励金交付決定通知書（別記第2号様式）により、不交付とする旨の決定をしたときは神崎町移住・定住奨励金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。
(交付の請求)

第6条 前条の規定により奨励金の交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、奨励金の交付を請求しようとするときは、町長が別に定める日までに、神崎町移住・定住奨励金交付請求書（別記第4号様式）に預金通帳の写しその他の奨励金の振込先として指定する金融機関の口座を確認することができる書類を添付して、町長に提出しなければならない。
(住所等変更の届出)

第7条 交付対象者は、奨励金の交付決定の日から5年以内に第2条第1項に該当しなくなつたときは、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。
(交付決定の取消し)

第8条 町長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付対象者に係る奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
(1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付決定を受け、又は奨励金の交付を受けたとき。
(2) 奨励金の交付決定の日から5年以内に、第2条第1項に該当しなくなつたとき（死亡、入院その他やむを得ない事情があると認められるときを除く。）。
(3) この要綱の規定に違反したとき。
(奨励金の返還)

第9条 町長は、前条の規定により奨励金の交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し既に奨励金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させることができる。
(住所の確認)

第10条 町長は、奨励金の交付による定住化等の促進の状況を把握するため必要があると認めるときは、交付対象者の同意を得て、当該交付対象者に係る奨励金の交付決定の日から5年以内に限り、当該交付対象者の住所を確認することができる。

(台帳の整備)

第11条 町長は、奨励金の交付の状況、奨励金の交付による定住化等の促進の状況等を明確にするため、これらを記録した台帳を整備しておくものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。